

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該の翌日)  
（当該の日は、休日がと日）

## 目 次

- ◇訓令 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令  
(職員厚生課)
- ◇告示 開發行為に関する工事の完了(二件) (都市計画課)
- ◇海区漁調 委告示 ひきなわ釣漁業の操業に関する指示
- ◇公 告 平成6年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会  
総務課)
- ◇雜 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

鳥取県知事 西尾邑次

平成6年5月6日

## 鳥取県訓令第四号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

## 訓 令

- 一 開發許可の年月日及び番号

平成5年12月13日 鳥取県指令受米土維第八百八十九号

- 二 開發区域に含まれる地域の名称

米子市西三柳字大沢十六

- 三 開發許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木一一一一一

本城硝子建材商事株式会社

代表取締役 本城 晴彦

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令  
現業現員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和三十九年七月鳥取県訓令第十号)  
の一部を次のように改正する。  
別表二の項中「衛生環境部」を「福祉保健部及び生活環境部」に改める。  
附則  
この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第四百十七号

次の開發行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)  
第三十六条第三項の規定により告示する。

平成6年5月6日

鳥取県知事 西尾邑次

**鳥取県告示第四百十八号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百四号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年五月六日

鳥取県知事 西 尾 四 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年四月二十二日 鳥取県指令受都計〔一〕〔第一〕第〔一〕号

二 工区（第三期工事）に含まれる地域の名称

境港市誠道町字夕顔畑

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市上道町三〇〇〇

境港市長 黒見 哲夫

**公 告**

海域のうち海岸線から十五畠メートル以内の海域においては、平成六年六月一日から同年八月三十一日までの間は、操業してはならない。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成6年5月6日

鳥取県人事委員会委員長 加藤威

## 1 試験の名称

平成6年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）

## 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
行 政	33名
電 気	1名
土 木	19名
建 築	1名
農 業 土 木	7名
農芸化 学	3名
農 業（農業一般）	10名

平成六年五月六日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

**鳥取海区漁業調整委員会告示第二号**

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業の操業について、漁業法（昭和14年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成六年五月六日

ひきなわ釣漁業については、海岸線上における岩美郡福部村と鳥取市との境界点から正北の線と海岸線上における東伯郡大栄町と同郡東伯町との境界点から正北の線の間の

畜産	1名
林業	5名
社会福祉	1名

(注) 採用予定者数については、今後の次員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職  
知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職。

4 給与  
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額164,900円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格  
受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

農業(農業一般)	昭和40年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法(昭和23年法律第165号) 第14条の3に規定する改良普及員の資格(農業改良普及員に係るもの又は基礎選択項目が農業経営であるものに限る。)を有するもの又は同条に規定する改良普及員の資格(基礎選択項目が農業経営であるものに限る。)を平成7年3月31日までに取得する見込みのもの
林業	昭和40年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた者で、森林法(昭和26年法律第249号) <sup>14</sup> 第187条に規定する林業改良指導員の資格を有するもの又は平成7年3月31日までにこの資格を取得する見込のもの

## 6 第一次試験

## (1) 試験種目

行政の試験については、教養試験(多肢選択式)及び専門試験(多肢選択式及び記述式)とし、行政以外の試験については、教養試験(多肢選択式)及び専門試験(多肢選択式)とする。

なお、各試験の出題分野は、別表のとおりとする。

## (2) 試験の期日

平成6年6月26日(日)

## (3) 試験の場所

鳥取県立鳥取西高等学校  
鳥取県立米子西高等学校  
専修大学(神田校舎)  
東京都千代田区神田神保町三丁目8

## 7 第二次試験

## (1) 試験種目

畜産	1名
林業	5名
社会福祉	1名
農芸化学	

論文試験、適性検査、面接試験（個別面接）及び身体検査

(2) 試験の期日

平成 6 年 7 月 26 日 (火) 及び 27 日 (水)

(3) 試験の場所

鳥取県庁 烏取市東町一丁目 220

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成 6 年 7 月 12 日 (火) (予定) に鳥取県庁本庁舎 (鳥取市東町一丁目 220) 及び第二庁舎 (鳥取市東町一丁目 271) の 1 階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

(2) 最終合格者

平成 6 年 8 月 9 日 (火) (予定) に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の 1 階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用の方針

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に掲示され、その中から採用が決定される。

なお、採用は、平成 7 年 4 月 1 日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局並びに東京及び大阪事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書 1 部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

平成 6 年 5 月 6 日曜日～6 月 5 日曜日

ア 平成 6 年 5 月 9 日 (月) から同月 31 日 (火)までの日 (日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成 6 年 5 月 31 日 (火)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間  
8 時 30 分から 17 時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局 (鳥取市東町一丁目 271 電話 0837-26-7553) に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90 円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表

教養試験出題分野一覧表

試験の区分	問題形式	出題分野
全区分	多肢選択式	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈

専門試験出題分野一覧表

試験の区分	問題形式	出題分野
行政	法律コース 記述式	憲法、行政法、民法、刑法、商法、経済学
経済コース	多肢選択式	経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法、行政法、民法

	記述式	経済原論、経済史、経済政策
電気	多枝選択式	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学
土木	多枝選択式	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画
建築	多枝選択式	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
農業土木	多枝選択式	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般
農芸化学	多枝選択式	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、土壤学・植物栄養学・肥料学、食品化学・食品加工学、応用微生物学
農業(農業一般)	多枝選択式	栽培学理論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜産	多枝選択式	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜免疫学、飼料学、家畜衛生学、畜産物利用学、農業経営一般
林業	多枝選択式	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
社会福祉	多枝選択式	社会福祉概論(社会保障を含む)、社会学概論、社会心理学及び一般心理学、社会調査

(注) 行政については、受験申込みの際法律コース又は経済コースのいずれか1コースを選択するものとする。

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号) 第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成6年5月6日

鳥取県人事委員会委員長 加藤威

1 試験の名称  
平成6年度鳥取県警察官採用試験(大学卒業程度)2 採用予定者数  
2名

(注) 採用予定者数については、今後の人員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職  
警察に勤務する公安職給料表1級係員(巡査)の職4 給与  
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額180,300円のほか諸手当

が支給される。

5 受験資格

昭和42年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた男子。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験(多枝選択式)及び専門試験(多枝選択式)

なお、教養試験の出題分野は、社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈とし、専門試験の出題分野は、憲法、行政法、民法、刑法、商法、刑事訴訟法及び経済学とする。

(2) 試験の期日  
平成6年7月10日(日)

(3) 試験の場所

日曜金 日 6月5年6成

鳥取県 取 県

鳥取県庁講堂

鳥取市東町一丁目220

米子市瓶町一丁目160

## 7 第二次試験

## (1) 試験種目

論文試験、面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査  
なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

## (2) 試験の期日

平成6年8月25日（木）及び26日（金）

## (3) 試験の場所

鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220

## 8 合格者の発表

## (1) 第一次試験合格者

平成6年8月9日（火）（予定）に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び  
第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。  
なお、合格者には、書面で通知する。

## (2) 最終合格者

平成6年9月9日（金）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板に  
その氏名を掲示して発表する。  
なお、合格者には、書面で通知する。

## 9 採用方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命  
権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。  
なお、採用は、平成7年4月1日の予定である。

## 10 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日  
野地方農林振興局、鳥取県警察本部警務部警務課、県内の各警察署、警察官派出所

並びに警察官駐在所において交付する。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事  
委員会事務局に提出すること。

## (3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間  
平成6年5月9日（月）から同年6月30日（木）までの消印のあるものに  
を除く。）

乙 受付時間  
平成6年5月9日（月）から同年6月30日（木）までの消印のあるものに  
を除く。）

イ 受付時間  
8時30分から17時まで

## 11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（鳥取市東  
町一丁目271 電話0857-26-7553）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90  
円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

## 別表

## 身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸围	78センチメートル以上であること。

- 法第9条第3項届出に係るもの
  - 1 届出者の名称  
株式会社三幸
  - 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸合溝口店

視力	両眼とも、裸眼規力が0.6以上であること又は裸眼規力が0.1以上で、かつ、矯正規力が1.0以上であること。
介色力	正常であること。
聽力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。

日野郡溝口町57-1  
 3 現在の閉店時刻  
 午後8時  
 4 線下げ後の閉店時刻  
 午後10時  
 5 閉店時刻の線下げを行う年月日  
 平成6年9月1日

### 雑報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。）第9条第4項において準用する同法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成6年5月20日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成6年5月6日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田中蓬篤